主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人清川明の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を 異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、 刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。<u>なお、原判示の事実関係によれば、被告</u> 人の暴行とAの死亡との間に因果関係を認めた原判決の判断は正当である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年七月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己